

～保険代理店に求められるRMの知識～

53

## リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 CEO 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントによる法人マーケット開拓力と支店制度によるマネジメント力を強みとし、全国の代理店と連携して業務を拡大している。現在は全国に19の拠点を持ち、損害保険約26億、生命保険約27億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウシステム、及びブランドの共有を進めている。

## 第53回 リスク対応②(5.5)

## 1. 事業承継時の税務知識

今回は、事業承継時に発生する税務知識について簡単に説明したいと思います。事業承継では、後継者が経営者から自社株式や事業用資産を取得することに伴い、贈与税や相続税が発生しますが、贈与税や相続税の納稅猶予・免除制度など、事業承継の際に活用できる特例もありますので、しっかり把握しておくことが必要です。ただし、適用を受けるためには必要な条件が定められているケースがありますので、税理士等の専門家に相談しながら進める必要があります。

## 2. 贈与税・相続税の基礎知識

- 1) 贈与税：自社株式や事業用資産を生前贈与する場合は贈与税が課税されます。
  - ・基礎控除：暦年課税として110万円の基礎控除を受けることが可能であり、基礎控除を超えた部分は10%～55%の累進課税で課税されます。また、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産については相続財産に加算されます。
  - ・相続時精算課税制度：60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子又は孫に対し財産を贈与した場合に選択が可能であり、特別控除額2,500万円までは贈与税が課税されず、それを超える部分は一律20%の税率で課税されます。
- 2) 相続税：被相続人（死亡した人）の財産を相続や遺贈、相続時精算課税制度にかかる贈与などによって取得した場合に課税されます。
  - ・基礎控除：課税遺産総額が基礎控除額「3,000万円+（600万円×法定相続人の数）」を

## 事業承継を円滑にする税務上の特例

税務上の特例等	特例等の内容	活用の事例等
贈与税の暦年課税	年間110万円までの贈与が非課税	将来後継者が払う相続税を少しでも軽減したり、事業用資産を計画的に生前贈与したい場合
相続時精算課税制度	特別控除額2,500万円を超える部分には20%の贈与税、将来は相続財産に合算して相続税を計算	短期間に間に後継者等にまとまった財産を生前贈与したい場合や自社株式等の評価額が低いうちに急いで生前贈与したい場合
事業承継税制	非上場株式（自社株式）の贈与税・相続税の納稅を猶予及び免除	自社株式を相続したいが、税負担が大きい場合や納稅資金の準備ができないために納稅を猶予して欲しい場合
小規模宅地等の特例	事業用や居住用の宅地の課税価格を最大8割軽減	相続財産に先代経営者（被相続人）が所有していた自宅の宅地や工場の敷地等がある場合
死亡退職金に対する相続税の非課税枠	500万円×法定相続人の数	先代経営者（被相続人）が亡くなり、退職金がある場合
死亡保険金に対する相続税の非課税枠	500万円×法定相続人の数	後継者が運転資金や納稅資金に困らないように保険を掛けている場合

超える場合に課税されます。そのため、相続税が課されるか否かは課税遺産総額と法定相続人の人数によって決まります。

## 3. 事業承継税制

## (非上場株式等についての相続税及び贈与税の納稅猶予・免除制度)

後継者が相続や贈与によって取得した株式等について、後継者の事業承継等を要件として相続税・贈与税の納稅が猶予・免除される制度であり、子や親族のみならず、親族外承継にも適用できます。

- 1) メリット：適用することによって自社株式にかかる相続税の80%が猶予（贈与の場合には自社株式に関わる贈与税の全額猶予）されます。相続・贈与前から後継者がすでに保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

- 2) 業用要件：事業承継税制は以下の要件を満たす場合に適用されます。

- ・先代経営者（被相続人要件）：会社の代表者であったこと等
- ・後継者（相続人）要件：相続開始の直前において対象会社の役員であること等、贈与の場合は贈与の3年前から引き続き役員に就任していること
- ・会社要件：中小対象企業であること等
- ・雇用維持要件：雇用の8割以上を5年間平均で維持すること等

- 3) 課税価格の80%の納稅猶予を継続（議決権株式総数の2/3まで）するには、都道府県知事の認定を受けるとともに、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 5年間の事業承継要件

- ・都道府県へ「年次報告書」、税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）

- ② 5年経過後（継続保有）

- ・税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）

- 4) 以下の場合には、猶予された相続税・贈与税の一部または全額が免除されます。

- ・5年経過後に、次の後継者に贈与した場合

- ・5年経過後に、会社が倒産した場合

- ・後継者（※贈与税の納稅猶予の場合は、後継者や先代経営者）が死亡した場合等

- 5) 平成29年度税制改正のポイント

- ・従業員5人未満の会社の場合、従業員が一人減っても猶予が続けられます。

- ・相続時精算課税制度との併用ができるようになりました。

- ・災害や取引先の倒産等が発生した場合の雇用要件を緩和

## 4. その他の特例及び非課税枠

## 1) 小規模宅地等の特例

相続開始の直前まで先代経営者（被相続人）または生計を一にしていた親族の事業用や居住用として使用されていた宅地等（借地権を含む）を相続した場合は、相続税の課税価格から一定の割合が減額されます。事業用の宅地等については、申告期限まで事業を継続すること等の条件を満たした場合、400㎡（居住用宅地と併せて最大730㎡）まで、評価額の80%が減額されます。

## 2) 死亡退職金に対する相続税の非課税枠

退職金には通常、所得税が課されます。経営者（被相続人）の死亡後3年内に支給が確定した退職金（死亡退職金）は、相続財産とみなされ相続税の対象となり、非課税限度額（500万円×法定相続人の数）以下であれば相続税が課されません。

## 3) 死亡保険金に対する相続税の非課税枠

経営者（被相続人）の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金でその保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となり、経営者の全ての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません）が、受け取った保険金の合計額が非課税限度額（500万円×法定相続人の数）以下であれば相続税は課税されません。

## 5. 保険代理店の役割

事業承継は中小企業にとって避けることができない重大なリスクであり、保険代理店として適切なアドバイスを行うに当たり、税負担とそれに対する対策の知識は必要不可欠です。詳細な税務の知識や手続きについては税理士等の専門家に委ねるべきですが、適切な保険提案を行う上でも必須の知識と言えます。ただし、事業承継に当たっては、税務知識のみならず会社法等の様々な法律が複雑に入り混じるため、様々な専門家と連携してワンストップでお客様に総合的なアドバイスを行うことが求められます。

参考文献：中小企業庁 経営者のための事業承継マニュアル